

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

【公表日】

【発行者の名称】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【担当 J-Adviser の名称】

【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】

【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】

【担当 J-Adviser の財務状況が 公表されるウェブサイトのアドレス】

【電話番号】

【取引所金融商品市場等に関する事項】

【公表されるホームページのアドレス】

発行者情報

2026 年5月 29 日

株式会社ウィル・ドゥ (WillDo Inc.)

代表取締役社長 澤田 真一

三重県伊勢市小俣町湯田 791 番地3

0596-64-8280

取締役 島田 貴代

株式会社日本M&Aセンター

代表取締役社長 竹内 直樹

東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

<https://www.nihon-ma.co.jp/ir/>

03-5220-5454

東京証券取引所 TOKYO PRO Market
なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。
名称:株式会社証券保管振替機構
住所:東京都中央区日本橋兜町7番1号

株式会社ウィル・ドゥ

<https://www.willdo.co.jp/>

株式会社 東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第 23 期	第 24 期	第 25 期
決算年月	2024 年2月	2025 年2月	2026 年2月
売上高 (千円)	622,344	650,215	757,637
経常利益 (千円)	79,508	104,176	198,731
当期純利益 (千円)	52,647	71,935	138,117
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	－	－	－
資本金 (千円)	10,000	10,000	10,000
発行済株式総数 (株)	200,000	200,000	200,000
純資産額 (千円)	211,314	283,249	421,367
総資産額 (千円)	463,512	543,059	705,715
1株当たり純資産額 (円)	1,056.57	1,416.25	2,106.84
1株当たり配当額(1株当たり中間配当額) (円)	－ (－)	－ (－)	－ (－)
1株当たり当期純利益金額 (円)	263.24	359.68	690.59
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	－	－	－
自己資本比率 (%)	45.6	52.2	59.7
自己資本利益率 (%)	28.5	29.1	39.2
株価収益率 (倍)	5.5	4.0	2.1
配当性向 (%)	－	－	－
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	67,839	78,505	166,600
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△145,851	△14,858	△45,277
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	48,320	△20,080	△10,080
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	137,527	181,094	292,336
従業員数〔外、平均臨時雇用人員〕 (名)	29〔1〕	35〔2〕	35〔1〕

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

3. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

5. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。

2【沿革】

当社は、情報処理システムの開発・導入・運用並びに保守の受託、コンピュータソフトの開発・販売及び保守といった事業を三重県で展開することで、IT 技術者が活躍する場を三重県において提供することを目的として設立されました。

当社の設立以降、現在に至るまでの沿革は、以下のとおりです。

年 月	沿 革
2001 年8月	三重県伊勢市に株式会社アイティ・エス(現株式会社ウィル・ドウ)を設立
2002 年7月	商号を株式会社ウィル・ドウに変更
2003 年 11 月	美容室向けソフト「Salons Solution」を販売開始
2006 年 10 月	「Salons Solution」をエステティックサロン事業者向けに株式会社船井総合研究所と共同開発し販売開始
2007 年7月	東京都千代田区に東京事務所を開設
2009 年7月	プライバシーマークを取得(登録番号 19000264)
2015 年2月	大阪市淀川区に大阪営業所を開設
2015 年7月	iPad アプリ「K.I.S.S.(現ペンギンカルテ)」を発売開始
2019 年4月	特定商取引法対応電子契約書サービス「けいやくん」販売開始
2020 年9月	「K.I.S.S.(現ペンギンカルテ)」を電子カルテサービスとしてリニューアル
2020 年 11 月	「けいやくん」が総務省後援 ASPIC IoT・AI・クラウドアワード 2020 で社会業界特化系 ASP・SaaS 部門ニュービジネスモデル賞を受賞
2021 年7月	「K.I.S.S.」を「ペンギンカルテ」に名称変更
2021 年 11 月	「Salons Solution」LINE 対応 Web 予約販売開始
2023 年3月	「Salons Solution」導入実績 5,000 店舗突破
2023 年 12 月	東京証券取引所 TOKYO PRO Market に株式を上場
2024 年2月	本社を三重県伊勢市小俣町に移転
2025 年1月	ISO/IEC 27001 の認証取得(登録番号:ICMS-SR0702) ISO/IEC 27017 の認証取得(登録番号:Cloud-SR0702)

3【事業の内容】

当社は、社名に“the strong WILL to DO”(成し遂げる強い意志)という意味を込め、エステティックサロン業界に特化したシステムプラットフォームを構築し、お客様とともに課題を一つ一つ乗り越える意思を持ち、より快適により効率的なシステム環境の提供を通じた事業展開を行っております。また、当社の提供するシステムプラットフォームの活用を通じて、特定商取引法の適用対象となるお客様の利便性だけでなく、コンプライアンスを遵守できることも目指してまいります。

なお、当社は、Salons Solution 事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(1) サービスの特徴

当社の事業の特徴は、エステティックサロンを運営する事業者の課題に即したサービスを「Salons Solution」、「けいやくくん」、「ペンギンカルテ」として、クラウドサービスの形で提供していることにあります。クラウドサービスとは、インターネットなどのコンピューターネットワークを経由してソフトウェアをサービスとして提供する形態のことで、SaaS(software as a Service)と呼ばれております。

①顧客管理システム「Salons Solution」

エステティックサロン事業者にとって、顧客の予約受付及び管理、適時適切な役務提供、レジ、売上高管理、顧客ニーズに沿ったマーケティングを行うことは、必須の対応事項になりますが、エステティックサロン事業を運営する経営者やそこに勤務するエステティシャンにとっては膨大で煩雑な業務が必要となります。こうした膨大かつ多岐にわたる業務を適切に対応するためには、これらの業務を統括的に管理するパッケージシステムが必要となります。

当社が提供する Salons Solution では、顧客の管理、予約の管理、レジ、売上の管理、役務の管理、在庫管理・棚卸、これらの集計・レポート作成が可能となり、運営事業者に求められる膨大で煩雑な業務に適切に対応することができます。

当社が提供するパッケージシステムの Web 予約機能においては、自社サイト、集客ポータルサイトであるホットペッパービューティー、本国において高い普及率とメッセージ開封率を誇る SNS である LINE と連携して利用することができるため、全ての予約を集約し、一元管理が可能です。エンドユーザーには LINE を通じての予約及び予約内容や契約内容確認がいつでもどこでも簡単にできる環境を提供することで予約機会の創出、透明性を持った役務管理の開示を身近な LINE 上で行うことで事業者とのより強固な関係創出に寄与しております。

また、予約から来店、契約、購入の実績が Salons Solution に蓄積されることで、運営事業者はより綿密な分析ができ事業者は適切なマーケティング活動が可能です。

②電子契約書作成管理サービス「けいやくくん」

エステティックサロン事業者は、美容医療、語学教室、家庭教師、学習塾、結婚相手紹介サービス、パソコン教室といった長期・継続的な役務の提供を行うサービスなどと同様、長期にわたる役務提供を行う事業を運営するため、エンドユーザーにとっては、結果的に高額の対価を約する取引となります。このため、こうしたサービスを提供する事業者は、特定商取引の規制の下、顧客との間で、個人情報や各種同意書の作成、複数パターンの見積作成、契約書面の締結、信販会社への申込等、複雑かつ複数の作業で契約書・同意書を作成することが求められています。当社では、こうした事業者とエンドユーザーとの間の関係を簡潔に進めていくために開発された、特定商取引法対応(継続的役務提供の契約書対応)が必要な事業者向けの電子契約書作成管理サービスを提供しております。

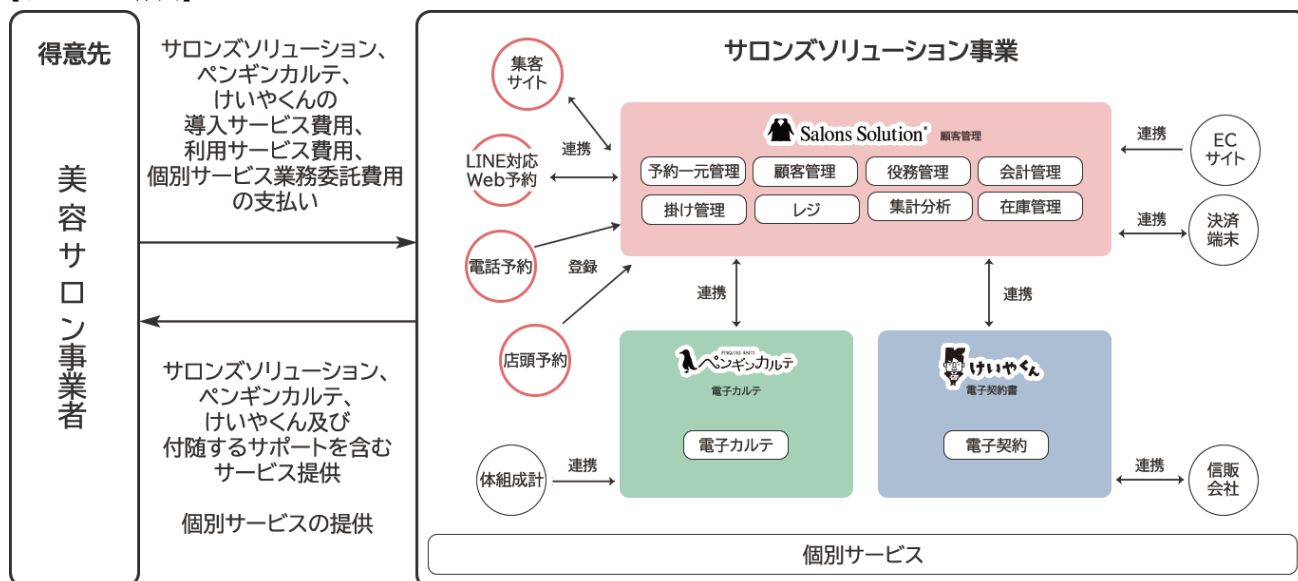
また、取引の際にエンドユーザーの多くが利用する信販サービスとの連携をすることによって、運営事業者の信販申込み手続きの確実性、簡略化をサポートしております。

③電子カルテサービス「ペンギンカルテ」

エステティックサロン事業者は、顧客の施術情報や接客情報であるカルテのデジタル化ができておらず、カルテの管理が煩雑になることにより、カルテの有効活用ができていない店舗が多くあります。そこで当社では電子カルテサービスである「ペンギンカルテ」を運営事業者に提供することで、従来の紙のカルテでは実現できなかった、管理業務の効率化、施術で獲得したカルテ情報の収集・分析による顧客との共有、目標管理の共有などを可能にし、顧客満足度の向上をサポートしております。

なお、それぞれのサービスについて顧客のニーズに合わせた個別のカスタマイズ(個別サービス)を行うことがあります。

【サービス全体図】



- (注) 1. 「Salons Solution」とは、顧客管理(CRM)、予約一元管理、売上管理・会計管理などが可能なクラウド型顧客管理ソフトによるサービスをいいます。
2. 「けいやくん」とは、特定商取引法対応の電子契約書作成管理サービスをいいます。
3. 「ペンギンカルテ」とは、サロンワークの効率化と情報資産活用を支援し、カウンセリングシート、シェーマ(図式、図解など)、写真など、サロンのカルテをペーパーレスにする電子カルテサービスをいいます。

上記のこれら3つのサービスは合わせて使うことでより利便性を発揮するため、セット利用の場合は「とくとくパック」というお得な料金形態で利用することができます。

【価格表】

		初期費用	月額
Salons Solution (注1、2)	基本ソフト(顧客管理・役務管理・POSレジ)	100,000 円	14,000 円
	在庫管理(OP)	-	3,500 円
	LINEを使ったWeb予約システム(OP)	50,000 円	10,000 円
	外部予約サイト連携(OP)	30,000 円	7,000 円
	サブスクメニューの管理	30,000 円	7,000 円
ペンギンカルテ(注1、2)		30,000 円	12,000 円
けいやくん(注1、2)		50,000 円	12,000 円
小 計		290,000 円	65,500 円
とくとくパックお値引き		▲140,000 円	▲30,500 円
合 計		150,000 円	35,000 円

(注) 1. 価格は全て1店舗当たりの税抜き価格です。

2. 基本ソフトに必要なオプション(OP)のみ追加していただくことが可能ですが、その場合、「とくとくパックお値引き」対象外です。

(2) ビジネスモデルについて

当社の主要サービス「Salons Solution」、「けいやくん」、「ペンギンカルテ」の収益構造は、顧客に対してクラウド上で提供するサービスの対価を、使用期間に応じて受領するサブスクリプション(月額課金)モデルとなっております。

ソフトウェアのライセンス販売などによる切り売り型ではなく、継続したサービス提供を前提とした「利用サービス」であるため、利用期間において顧客の満足度を高めることが契約の更新に繋がり、それによって長期利用の顧客が増え、継続的に収益が積み上がっていくストック型の構造にあります。

また、月額制クラウドサービスを顧客へ導入する際にはセットアップの支援やスムーズに利用開始するための研修を「導入サービス」として提供し、導入翌月に対価を受領しております。なお、顧客からの要望及び発注に応じてそれぞれのサービスに個別のカスタマイズを施すことがあります。こうした「個別サービス」は、案件ごとに見積り、発注、開発、納品を行い、対価を受領しております。

「導入サービス」、「利用サービス」の売上高は 2026 年2月期において、導入サービス売上高は 41,970 千円、利用サービス売上高は 686,486 千円となっております。そのほか、顧客のニーズに応じて開発を行う受託売上高は 26,204 千円、当社サービス導入時に顧客のニーズに応じて販売する周辺機器の売上高は 2,975 千円となっております。

当社における主な顧客の獲得経路は自社のマーケティング活動によるものです。加えて紹介パートナーからの顧客紹介も受けております。そのため、いずれの場合においても当社から顧客に対する直接販売方式となります。

当社は、サービスの継続利用が前提となるビジネスモデルであるため、顧客の満足度を高めるためのカスタマーサクセスを重視し、サポートサイトを通じた顧客に対する運用サポートはもちろん、コールセンターによる電話やチャットでの運用サポート、導入時のセットアップ支援、これまでに培ったノウハウを活用し顧客に寄り添った運用提案を行っております。

また、業界や顧客の抱える課題に対して、適時性を持ってキャッチアップし、迅速にサービスに落とし込む開発体制を構築しております。サービスの開発部門、販売サポート部門がシームレスかつ強固に連携し、顧客にとって当社サービスを利用するメリットを最大化し、継続的な利用促進、解約率の低下を図っております。

4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2026 年2月 28 日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
35[1]	40.0	7.9	4,687

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含み、派遣社員を除く。)は、年間の平均人員を[]外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 平均年間給与には、臨時雇用者の給与は含まれておりません。

4. 当社は、単一セグメントのため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

第25期事業年度(自2025年3月1日至2026年2月28日)

当事業年度における我が国経済は、インバウンド需要の拡大や賃上げによる所得環境の改善などがあり、景気回復の兆しが見られる一方で、インフレの継続、資源・エネルギー価格の高騰など、国内外における経済的な見通しは不透明な状況が続いております。

美容業界においては、他業界と同様値上げの浸透に成功し客単価の維持や微増が続く一方で、インフレによる仕入れ原価の高騰、人手不足、競争激化により倒産・廃業するサロン件数が高止まりしております。

このような状況の中、当社はDXを通じてサロン経営を支援するため、美容業界向け顧客管理システム「Salons Solution」、電子カルテサービス「ペンギンカルテ」、電子契約書サービス「けいやくん」を提供してまいりました。

「Salons Solution」、電子カルテサービス「ペンギンカルテ」、電子契約書サービス「けいやくん」において、よりセキュアにご利用いただけるよう認証基盤の強化を行い二要素認証の導入、アカウント管理機能の強化を実施いたしました。

また、「Salons Solution」においてはサロンにおけるロイヤルカスタマー創出支援のためのポイントや会員ランク機能の拡充、サロンの日常的な業務である予約登録に関する機能改善等をサロンやユーザの利便性向上に寄与する機能を多数リリースいたしました。

電子カルテサービス「ペンギンカルテ」はカルテから業務の時短に寄与するカルテ検索機能等の機能改善を実施いたしました。

これらの結果、当事業年度の売上高は757,637千円(前年同期比16.5%増)、営業利益は198,628千円(同138.0%増)、経常利益は198,731千円(同90.8%増)、当期純利益は138,117千円(同92.0%増)となりました。

なお、当社は単一セグメントのため、セグメント別の業績等の記載は省略しております。

(2)キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)の残高は292,336千円(前期末比111,242千円増)となりました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は166,600千円となりました。これは主に税引前当期純利益198,796千円の計上による資金の増加要因に対し、法人税等の支払額42,749千円の資金の減少要因によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は45,277千円となりました。これは主に無形固定資産の取得による支出21,737千円、保険積立金の積立による支出11,393千円及び定期預金の預入による支出12,019千円の資金の減少要因によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は10,080千円となりました。これは長期借入金の返済による支出10,080千円によるものです。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産、仕入れ実績

当社が提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。
また、仕入実績につきましては、金額的重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(2) 受注実績

当社が提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

(3) 販売実績

当事業年度における販売実績を示すと、次のとおりであります。

事業の名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
Salons Solution 事業	757,637	116.5
合 計	757,637	116.5

(注)当社は、単一セグメントのため、セグメント別の記載を省略しております。

3【対処すべき課題】

中長期的な会社の経営戦略の実現を果たすため、当社は下記の課題に取り組んでまいります。

(1) サービス機能の拡充

当社が競合優位性を確保しながら継続的に成長するためには、顧客満足度の向上に加えて、サービスの提供する価値を高め、継続的に新規顧客を獲得していくことが重要であると認識しております。当社サービスの利便性を高めるためには、基幹システムである「Salons Solution」を主軸に周辺サービスの拡充及び、新たな提供サービスの開発・展開を推進し、既存サービスである「Salons Solution」、「ペンギンカルテ」、「けいやくん」の価値向上に努めるとともに、サブスクリプションモデルによる収益基盤の強化を図ってまいります。

(2) システムの安定稼働と強化、情報管理体制の強化

当社は、インターネット技術を活用して事業を運営していることから、事業運営上、システムの安定稼働が極めて重要であると認識しております。このため、当社は顧客の増加、取扱データ容量の拡大に応じたサーバーの増強を含め、システムの安定化のため継続的にシステム強化に取り組んでまいります。

また当社は、多くの情報資産に接することが多いため、情報管理体制を継続的に強化していくことが重要であると考えております。新たに取得いたしました情報セキュリティマネジメントの国際規格「ISO/IEC 27001」(認証番号 ICMS-SR0702)およびクラウドセキュリティのガイドライン「ISO/IEC 27017」(認証番号 Cloud-SR0702 (JIS Q 27001 認証番号:ICMS-SR0702))の維持管理を通じて、社内規程の厳格な運用、定期的かつ継続的な社内研修の実施、セキュリティシステムの整備等を行うことにより、社内管理体制の整備を図ってまいります。

(3) 組織体制の強化

当社は、顧客基盤の拡大、サービスの利便性向上及び新規サービスの開発等により継続的に成長していくため、多岐にわたるバックグラウンドを有する優秀な人材を採用し、組織体制の強化を整備していくことが重要であると考えております。当社の理念に共感し、高い意欲を持った優秀な人材を採用していくためには、積極的な採用活動を行っていくとともに、従業員が働きやすい環境の整備に努めてまいります。

(4) 内部管理体制の強化

当社は成長段階にあり、事業規模に応じた業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題です。従来より当社は社外取締役の選任、内部監査の強化などを通じて、コンプライアンス強化に努めておりますが、今後も内部統制の実効性を高め、当社のコーポレート・ガバナンス体制をより一層整備してまいります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討したうえで行われる必要があると考えております。

なお、本文中の将来に関する事項は、本発行情報公表日現在において当社が判断したものであり、当社株式投資に関するすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 市場環境に関するリスク

① インターネット市場、技術革新について

当社のサービスは、インターネットの活用を前提としていることから、ブロードバンド環境の普及によりインターネット利用環境が今後も拡大していくことが事業展開の基本条件であると考えております。また、インターネットを利用するサービスは、技術革新や顧客ニーズの変化のスピードが非常に早く、インターネット関連事業の運営者はその変化に柔軟に対応する必要があります。今後もモバイルと PC の両面でより安価に快適にインターネットを利用できる環境が整い、情報通信や商業利用を含むインターネット関連市場は拡大するものと見込んでおりますが、仮に新たな法的規制の導入、技術革新の遅れ、利用料金の改訂を含む通信事業者の動向、顧客ニーズの変化など、予期せぬ要因によりインターネット関連市場の発展が阻害されたり、市場環境が変化した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② エステティックサロンサービス市場について

当社は、主に Salons Solution 事業領域に対し業種特化型の SaaS を提供することを主な事業としております。当領域においては、ネット予約市場の拡大もあり、今後も市場の成長が見込まれますが、何かしらの理由により、市場の成長が停滞し、あるいは市場が縮小する等した場合や、市場動向に当社が対応できない場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③ 特定商取引に関する法律等の動向について

当社顧客(エステ、理美容業、クリニック等)のサービスを利用する顧客(消費者)に関わる法的規制として消費者保護に関して定めた「特定商取引に関する法律」があり、また一般消費者を対象とした「消費者契約法」の適用の他、有料会員の募集及び広告の取扱いに際して「不当景品類及び不当表示防止法」の適用を受けており、これらの規制に対応した適正なサービスを提供しております。

今後、顧客が営む事業を規制対象とする新たな法令等による規制や既存法令等の解釈変更等がなされた場合には、当社が直接法的規制対象とならなくても、当社の業績と財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業の内容に関するリスク

① 競合について

当社のサービスは、特定商取引(特にエステ業界)に特化したシステムプラットフォーム(クラウドサービス)を提供しております。部分的には当社と類似したシステムを提供している企業も存在しておりますが、エステ業界における当社の信用力、知名度は高いと認識しております。今後はエステ業界以外で特定商取引法が適用対象となる業界また類似業務への展開を図る予定です。

しかしながら、当社のおかれている業界への参入障壁はなく、当社主力製品(Salons Solution、けいやくん、ペンギンカルテ)と類似の製品を提供する強力な競合企業が現れた場合やエステ業界以外への展開が予定通りに進まなかった場合は、当社の事業活動に支障が生じ、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 特定サービスへの依存について

当社は、IT 技術者を集め、ネットワーク設計・構築・運用・サポートを行う会社ですが、これまでエステ業界に特化した顧客管理システムの効率化・改革のために経営資源を集中してまいりました。なかでもエステサロン向けに研究・開発した主力三製品である「Salons Solution」「けいやくん」「ペンギンカルテ」の導入企業を増やすこと(エステ業界における Vertical Growth 展開)、及びエステ業界以外の類似業界への展開を図る(Horizontal Growth 展開)ことにより収益力の強化を目指しております。しかしながら、事業環境の変化により、これらの市場の成長が停滞し、あるいは市場が縮小するような場合は、当社の業績と財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③ システムトラブルについて

当社のサービスは、インターネットを介して提供されております。安定的なサービスの運営を行うために、サーバー設備の増強、セキュリティの強化、システム管理体制の構築等により、システム障害に対する万全の備えをしております。

しかしながら、大規模なプログラミング不良や自然災害、事故、不正アクセス、その他何かしらの要因によりシステム障害やネットワークの切断等予測不能なトラブルが発生した場合には、社会的信用失墜、顧客に生じた損害を賠償することによる損失等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 法的リスク

① 知的財産権について

当社は、運営するサービスに関する知的財産権の獲得に努めております。また、第三者の知的財産権の侵害を防ぐ体制として、当社の管理部及び顧問弁護士への委託等による事前調査を行なっております。しかしながら、万が一、当社が第三者の知的財産権を侵害した場合には、当該第三者から損害賠償請求や使用差止請求等の訴えを起こされる可能性があり、これらに対する対価の支払いやこれらに伴うサービス内容の変更の必要等が発生する可能性があります。また、当社が保有する権利の権利化ができない場合もあります。こうした場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 訴訟等について

当社は、これまでに訴訟を提起されている事実はありません。また、当社では、法令違反となるような行為を防止するための内部管理体制を構築・運営することにより、法令違反等の発生リスクの低減に努めております。しかしながら、将来何らかの事由の発生により、訴訟などによる請求を受ける可能性を完全に回避することは困難であり、このような事態が生じた場合、当社の業績と財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 組織体制に関するリスク

① 人材の確保と育成

当社の成長を支える最大の資産は人材であり、優秀な人材の確保、育成及び定着は今後の業容拡大のための重要課題であります。採用活動の充実、将来を担う優秀な人材の育成、人材間のコミュニケーションの充実を図ることで定着率の向上を図っております。しかしながら、計画どおり必要な人材を採用できなかった場合、また採用し育成した人材が当社事業に寄与しなかった場合、あるいは育成した人材が社外流出した場合、当社の業績と財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 小規模組織であること

当社の組織体制は、本発行者情報公表日現在、役職員数合計で 43 名（うち取締役6名、監査役1名）という小規模な組織であり、内部管理体制や業務執行体制も組織規模に応じたものとなっております。当社は、今後の業務拡大に伴い、しかるべき人材の採用、業務の平準化や権限委譲などの内部管理体制や業務執行体制の充実を図っていく方針ですが、これらの施策に対し十分な対応ができなかった場合は、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③ 情報管理体制について

当社の事業は、コンピュータシステム、クラウドサービスや通信ネットワークに依存しております。そのため、システム障害の発生やサイバー攻撃によるシステムダウン等を回避すべく、システムの稼働状況の監視、システムの二重化、バックアップ、各種セキュリティ対策等により未然防止策を実施しております。また、当社は、主にエステ業界のサロンへクラウドサービスを提供することを通じ、同サロンの顧客の多くの個人情報を取り扱っているため、「個人情報の保護に関する法律」が定める個人情報取扱事業者としての義務を課されております。

このため、当社では、個人情報の外部漏洩の防止はもちろん、不適切な利用、改ざん等の防止のため、個人情報の管理を事業運営上重要事項と捉え、情報管理体制を継続的に強化していくことが重要であると考えております。当該リスクの対策として、新たに取得いたしました情報セキュリティマネジメントの国際規格「ISO/IEC 27001」（認証番号 ICMS-SR0702）およびクラウドセキュリティのガイドライン「ISO/IEC 27017」（認証番号 Cloud-SR0702（JIS Q 27001 認証番号:ICMS-SR0702））の維持管理を通じて、社内規程の厳格な運用、定期的かつ継続的な社内研修の実施、セキュリティシステムの整備等を行うことにより、社内管理体制の維持に努めております。

しかしながら、このような対応にもかかわらず、大規模なシステム障害の発生（地震や台風など自然災害に起因する場合も含みます。）、サイバー攻撃、不正アクセス、コンピュータウィルスの侵入等により、コンピュータシステムの停止、個人情報などの重要データの流出・破壊・改ざん等が生じた場合には、サイバーリスク保険により当社の損失は一部カバーされるものの、当社における信用低下や当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) その他

① 自然災害、事故及び感染症等

当社では、平時でもテレワークを推進することで事業継続が可能な体制整備を進めておりますが、当社の事業拠点が、地震、津波、台風等の自然災害や火災等の事故、国際紛争、テロ等により被害を被った場合、当社の事業活動に支障が生じ、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、新型コロナウイルス感染症及びその他の新たな感染拡大に伴い事業遂行が困難となる場合、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

②配当政策について

当社は、本発行者情報公表日現在において、設立以来配当を実施しておりません。その理由は、収益向上による内部留保の充実及び財政基盤の強化を図っているためであります。

一方、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けており、将来的には、業績及び財政状態並びにキャッシュ・フローの状況を総合的に勘案しながら、株主に対する利益還元を検討していく方針ですが、現時点では、配当実施の可能性及びその時期等については未定であります。

(6) 担当 J-Adviser との契約の解除に関するリスクについて

当社は、本発行者情報公表日現在において、株式会社日本M&Aセンターとの間で、担当 J-Adviser 契約(以下、「当該契約」といいます。)を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。なお、本発行者情報公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社(以下、「甲」という。))が次のいずれかに該当する場合には、株式会社日本M&Aセンター(以下、「乙」という。))は J-Adviser 契約(以下、「本契約」という。))を即日無催告解除することができる。

甲が次のいずれかに該当する場合には、乙は本契約を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態にある場合において、1年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。))に債務超過の状態を解消できなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続、更生手続、産業競争力強化法(以下「産競法」という。))に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。))又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」(以下、「私的整理に関するガイドライン」という。))に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態を解消することを計画している場合(乙が適当と認める場合に限る。))には、2年以内に債務超過の状態を解消できなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。))の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画を含む。))を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書面に基づき行うものとする。

(a) 次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- ロ 産競法に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。))を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- ハ 私的整理に関するガイドラインに基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

(b) 本号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る。) 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、甲が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
 - (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - (b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合(甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前(休業日を除外する。)の日
 - (a) TOKYO PRO Market の上場株券等
 - (b) 特例第 132 条の規定の適用を受け、速やかに TOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む。)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。))についての書面による報告を受けた日)
- c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合(本条第 3 号bの規定の適用を受ける場合を除く。)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の 2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i からviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為)を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主(甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者)が異動した場合(当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む。)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- ⑩法令違反及び上場契約違反等
 - 甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合
- ⑪株式事務代行機関への委託
 - 甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合
- ⑫株式の譲渡制限
 - 甲が TOKYO PRO Market に上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合
- ⑬完全子会社化
 - 甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合
- ⑭指定振替機関における取扱い
 - 甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合
- ⑮株主の権利の不当な制限
 - 甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。
 - a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
 - b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
 - c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。
 - d TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
 - e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
 - f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。
 - g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。
- ⑯全部取得
 - 甲が TOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。
- ⑰反社会的勢力の関与
 - 甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。
- ⑱その他
 - 前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合。

5【重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

当社では、Salons Solution 事業において、美容業界向け顧客管理システム「Salons Solution」、電子カルテサービス「ペンギンカルテ」、電子契約書サービス「けいやくん」の製品力強化を目的に機能開発を進めております。

研究開発の内容としては、エステティックサロン業界以外に特商法の適用を受ける事業者に向けた対応技術の開発、5,000 件規模以上の利用顧客に対する安定的なサービス提供に向けたシステム構成の見直し等を行っております。

上記の結果、当事業年度における当社が支出した研究開発費の総額は 16,316 千円であり、主に Salons Solution 事業において発生したものであります。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し、合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

この財務諸表において採用している重要な会計方針は、「第6【経理の状況】【財務諸表等】(1)【財務諸表】【注記事項】(重要な会計方針)」に記載のとおりであります。

(2) 財政状態の分析

第 25 期事業年度(自 2025 年3月1日 至 2026 年2月 28 日)

当事業年度末の財政状態につきましては、次のとおりです。

(資産の部)

総資産は 705,715 千円(前期末比 162,655 千円増)となりました。流動資産につきましては、449,514 千円(同 137,986 千円増)となりました。これは主に、現金及び預金の増加 123,262 千円及び未収入金の増加 7,436 千円等によるものです。固定資産につきましては、256,200 千円(同 24,668 千円増)となりました。これは主に、無形固定資産の増加 14,088 千円及び保険積立金の増加 11,393 千円等によるものです。

(負債の部)

総負債は 284,348 千円(同 24,538 千円増)となりました。流動負債につきましては、216,268 千円(同 34,618 千円増)となりました。これは主に、未払法人税等の増加 21,921 千円、未払消費税等の増加 4,837 千円によるものです。固定負債につきましては、68,080 千円(同 10,080 千円減)となりました。これは長期借入金の減少 10,080 千円によるものです。

(純資産の部)

純資産につきましては 421,367 千円(同 138,117 千円増)となりました。これは利益剰余金の増加 138,117 千円によるものです。

(3) 経営成績の分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(1)業績」に記載のとおりであります。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因

当社の経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第3【事業の状況】4【事業等のリスク】」に記載のとおりであります。

(5) キャッシュ・フローの状況の分析

当社の資本の財源及び資金の流動性につきましては、「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度において実施した設備投資の総額は、204 千円であり、当該内容は機器であります。

なお、当事業年度において重要な設備の除去、売却等は該当ありません。

また、当社は Salons Solution 事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりであります。

(2026 年2月 28 日現在)

事業所名 (所在地)	設備の 内容	帳簿価格(千円)					従業員数 (名)
		建物	構築物	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	合計	
本社	事務所	71,250	4,503	1,975	30,612 (1,142.93)	108,342	29[1]

(注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。

2. 当社は単一セグメントであるため、セグメント名の記載を省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(株) (2026年2月28日)	公表日現在発行数(株) (2026年5月29日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	800,000	600,000	200,000	200,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	800,000	600,000	200,000	200,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2001年8月13日	200	200	10,000	10,000	-	-
2023年9月15日	199,800	200,000	-	10,000	-	-

(注) 1. 2001年8月13日付で株式会社アイティ・エス(現株式会社ウィル・ドゥ)を資本金10,000千円により設立する。

2. 2023年9月15日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割しております。

(6)【所有者別状況】

2026年2月28日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100 株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融 機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	3	—	—	7	10	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	711	—	—	1,289	2,000	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	35.55	—	—	64.45	100.00	—

(7)【大株主の状況】

2026年2月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対 する所有株式数 の割合(%)
合同会社ドゥーイング	神奈川県横浜市港北区日吉本町 三丁目 36 番8号	69,000	34.50
浅井 啓行	東京都港区	36,000	18.00
澤田 さくら	神奈川県横浜市港北区	24,000	12.00
澤田 昂太郎	神奈川県横浜市港北区	24,000	12.00
浅井 伸之輔	東京都江戸川区	20,000	10.00
澤田 真一	神奈川県横浜市港北区	19,900	9.95
島田 貴代	三重県伊勢市	3,000	1.50
石黒 哲明	神奈川県横浜市中区	2,000	1.00
ライツキャピタル株式会社	大阪市西区江戸堀 1-15-27	2,000	1.00
ラテラル・シンキング株式会社	北海道札幌市中央区北2条西2丁 目1-5	100	0.05
計	—	200,000	100.00

(8)【議決権の状況】

①【発行済株式】

2026年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 200,000	2,000	権利内容に何ら限定のない、 当社における標準となる株式 であり、単元株式数は 100 株 であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	200,000	—	—
総株主の議決権	—	2,000	—

②【自己株式等】

該当事項はありません。

(9)【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

(10)【従業員株式所有制度の内容】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、本発行者情報公表日現在において、設立以来配当を実施しておりません。その理由は、収益向上による内部留保の充実及び財政基盤の強化を図っているためであります。

一方、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けており、将来的には、業績及び財政状態並びにキャッシュ・フローの状況を総合的に勘案しながら、株主に対する利益還元を検討していく方針ですが、現時点では、配当実施の可能性及びその時期等については未定であります。

4【株価の推移】

(1)【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第 23 期	第 24 期	第 25 期
決算年月	2024 年2月	2025 年2月	2026 年2月
最高(円)	1,437	—	—
最低(円)	1,437	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market におけるものであります。

2. 当社株式は 2023 年 12 月 19 日から東京証券取引所 TOKYO PRO Market に上場しております。それ以前については、該当事項はありません。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025 年 9 月	10 月	11 月	12 月	2026 年1月	2月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market におけるものであります。

2. 2025 年9月から 2026 年2月において、売買実績はありません。

5【役員 の 状 況】

男性5名、女性2名(役員のうち女性の比率 28.6%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数(株)
代表取締役	社長	澤田 真一	1967 年 7 月 27 日	1991 年4月 1995 年3月 1997 年4月 1998 年 10 月 2000 年1月 2001 年8月 2018 年3月	日本アイ・ビー・エム株式会社入社 株式会社システムズアーク入社 伊勢志摩観光小売組合入社 株式会社アイティエス・サワダ代表取締役就任 株式会社メディアジオジャパン代表取締役就任 当社設立、代表取締役社長就任(現任) 株式会社ライトハウス監査役就任	(注3)	(注5)	88,900 (注6)
取締役	副社長	浅井 啓行	1967 年 2 月 12 日	1989 年4月 1992 年5月 2001 年8月 2022 年5月	日本電通建設株式会社入社 自営業開業(小売業) 当社設立、取締役就任 取締役副社長就任(現任)	(注3)	(注5)	36,000
取締役	技術部長	三宅 雄也	1982 年 11 月 4 日	2004 年6月 2020 年1月 2021 年9月	当社入社 執行役員就任 取締役技術部長就任(現任)	(注3)	(注5)	-
取締役	営業部長	後藤 真菜 美	1982 年 12 月 20 日	2005 年2月 2007 年 11 月 2016 年4月 2021 年9月 2022 年1月 2025 年3月	株式会社サイバード入社 株式会社ディー・エヌ・エー入社 当社入社 取締役就任 取締役管理部長就任 取締役営業部長就任(現任)	(注3)	(注5)	-
取締役	-	島田 貴代	1968 年 7 月 23 日	1987 年4月 1990 年7月 2001 年8月 2005 年5月 2025 年3月	株式会社三水入社 株式会社エーベックスインターナショナル入社 当社入社 取締役就任 取締役管理部長就任	(注3)	(注5)	3,000
社外取締役	-	石黒 哲明	1961 年 11 月 4 日	1985 年4月 1994 年4月 2006 年4月 2011 年4月 2014 年7月 2018 年4月 2019 年4月 2021 年6月 2021 年 10 月 2022 年6月 2023 年 10 月 2024 年5月	日本オリベッティ株式会社 入社 株式会社船井総合研究所(現 株式会社船井総研ホールディングス)入社 株式会社船井総合研究所 執行役員第六経営支援部部長就任 社会福祉法人 伸こう福祉会 理事就任 株式会社船井総研ホールディングス 執行役員 戦略企画室 室長就任 株式会社日本M&Aセンター 入社 株式会社日本M&Aセンター 上席執行役員 総合企画本部 本部長就任 株式会社ネクストナビ 取締役副社長就任 当社社外取締役就任 株式会社ネクストナビ 代表取締役社長就任 一般社団法人 日本中小企業経営者協会 代表理事就任(現任) 当社社外取締役就任(現任)	(注3)	(注5)	2,000

監査役	-	齊藤健太郎	1973 年 11 月 30 日	2003 年2月 エイチ・エス証券株式会社(現 Jトラストグロー ーバル証券株式会社)引受審査部入社 2006 年9月 あずさ監査法人(現 有限責任あずさ監査法 人)入所 2008 年2月 公認会計士登録 2012 年10 月 LINE 株式会社(現 LINE ヤフー株式会社) 内部監査室入社 2015 年8月 税理士登録 2017 年11 月 ライフアンドデザイン・グループ株式会社取 締役 CFO 就任 2020 年10 月 株式会社日本M&Aセンター 上場審査部 入社 2023 年2月 齊藤会計事務所開設(現任) 2024 年5月 当社監査役就任(現任)	(注4)	(注5)	-
計							129,900

(注)1. 取締役 石黒哲明は、社外取締役であります。

2. 監査役 齊藤健太郎は、社外監査役であります。

3. 任期は、2025 年5月開催の定時株主総会の時から 2027 年2月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

4. 任期は、2024 年5月開催の定時株主総会の時から 2028 年2月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

5. 2026 年2月期における役員報酬の総額は、203,520 千円を支給しております。

6. 代表取締役社長澤田真一の所有株式には、同氏が 100%出資する資産管理会社合同会社ドゥーイングが保有する当社株式 69,000 株を含んだ実質的所有株数を記載しております。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

私たちの会社「WILL Do」の意味は「成し遂げる意志」です。社員全員が何に対しても前向きで、諦めず、常に成長し続ける意志を持っております。この思いを大切に全国でご利用いただいているサービスを作っております。

当社は、企業価値の最大化を図るために、経営の透明性と健全性を維持しつつ、迅速な意思決定と機動的な組織運営を実現することをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針と考えております。これらを実現するためには、下部組織へ権限委譲を進めていくことにより、組織運営を明確化する組織体制作りと、経営の効率性を一層向上させることにより、企業としての社会的責任を果たしたいと考えております。

私たちは、この使命を果たすために、株主をはじめとしたステークホルダーの皆様と良好な関係を築き、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、コーポレート・ガバナンスの強化及び充実が重要であると認識しております。

②会社の機関の内容およびコーポレート・ガバナンス体制について

当社は、会社法にもとづく機関として株主総会、取締役会及び監査役を設置しており、取締役及び監査役は株主総会にて選任されております。取締役によって構成された取締役会が、経営の基本方針や重要な業務の執行を自ら決定し、監査役は独立した立場から取締役の職務執行を監査する体制が、経営の効率性と健全性を確保するのに有効であると判断しております。なお、定款において取締役の員数は10名以内、監査役の員数は3名以内とし、取締役の任期は就任後2年、監査役の任期は4年であります。

1) 取締役会

当社は取締役会設置会社であります。代表取締役社長が招集し、毎月1回開催、必要に応じて臨時取締役会も開催しております。取締役6名で構成され、付議事項(取締役会規程で規定)の審議及び経営に関する重要事項の報告がなされ、監査役も毎回出席しております。監査役は、取締役会出席を通じて取締役の業務の執行状況を監視しており、必要に応じ適宜意見を述べております。

2) 監査役

当社は、監査役設置会社であります。監査役監査規程に基づき、監査役の監査方針を定めております。監査役は、監査計画に基づき監査役監査を実施する一方、取締役会や経営会議などの社内の重要な会議に出席するほか、取締役の職務執行を監視・監督しております。また内部監査部と緊密な連携を保ち、定期的な情報・意見交換を行い、効果的かつ効率的な監査の実施に努めております。

3) 内部監査

当社の内部監査は、社長から任命された内部監査人が行っております。内部監査規程に基づき、内部監査計画を作成し、各部門の業務活動が社内規程やコンプライアンスに則り適正かつ効率的に行われているか、顕在化しているリスクに適切に対応しているか、隠れたリスクがないか等の観点から監査を行っております。監査の結果は社長に直接報告されると同時に被監査部門に通知され、後日改善状況の確認を行っております。

4) 会計監査

当社は、新月有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお2026年2月期において監査を執行した公認会計士は高橋正哉氏、池田晴彦氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士2名であります。なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

5) 経営会議

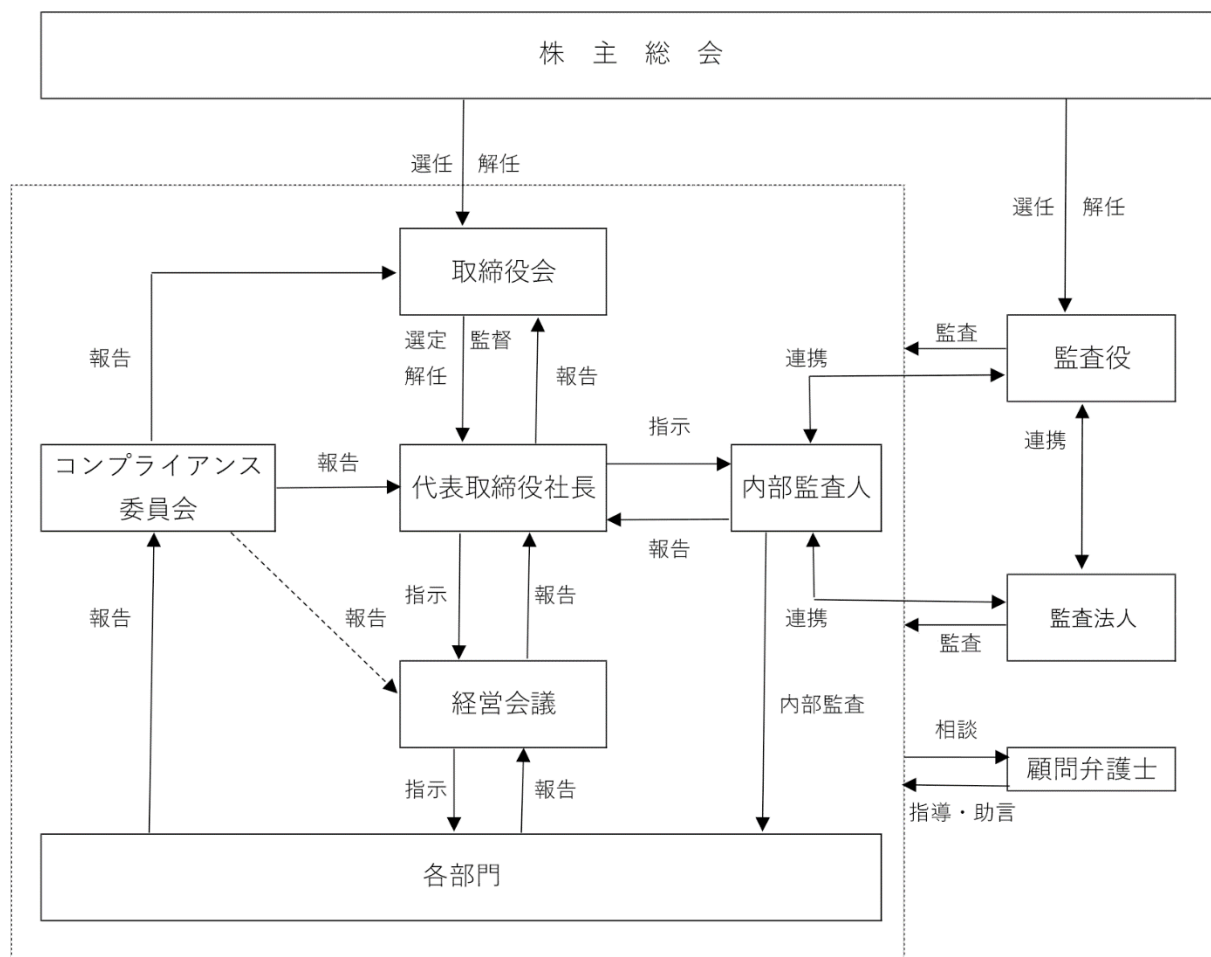
経営会議は、社長が議長を務め、取締役全員、執行役員全員で構成され、監査役もオブザーバーとして出席しております。経営会議は月1回開催され、会社の経営方針、経営戦略、事業計画等について協議するとともに、日常の業務執行の確認及び検討を迅速に行い、経営活動の効率化を図っております。

6) コンプライアンス委員会

当社は、コンプライアンス委員会を設置し、企業のリスクマネジメントの根幹であるコンプライアンス管理体制を整備し、法令

遵守のみならず、社内規程、社会のルール・慣習などを含めた「決められたこと」を遵守することでリスクの軽減・予防に努めております。同委員会は、取締役及び執行役員全員で構成され、社長が委員長として、監査役はオブザーバーとして参加します。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりです。



③内部統制システムの整備の状況について

当社は、会社法上の大会社に該当しないため、法令による内部統制システムの整備に関する取締役会決議を行っていませんが、内部統制システムの構築は重要な課題と認識しております。

現状、取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程等の規定に基づいて業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

④社外取締役および社外監査役との関係について

当社は社外取締役を1名選任しております。社外取締役の選任にあたっては、当社の中長期的な企業価値の向上に資する経営判断に助言を行っていただく資質が必要とされます。そのため、当社の属する業界や当社の事業に関しての知見を有しているなどの要素を考慮して選定を行いました。

また、社外監査役が1名選任されており、外部からの客観的及び中立的な立場から経営を監視する体制を構築しております。なお、当社は、社外取締役または社外監査役の独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、当社との関係等を考慮したうえで、選任を行っております。

⑤リスク管理体制の整備の状況

当社は、想定される事業上のリスクを最小限に留めるべく、社内規程及び各種マニュアル等に沿って業務を遂行することにより、社内におけるチェック・牽制機能を働かせております。当社は、企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の専門家からアドバイスを受け、法的リスクの回避・軽減に努めております。

⑥役員報酬の内容

2026年2月期における取締役及び監査役に対する役員報酬は、以下のとおりであります。

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員の員 数(人)
		基本報酬	賞与	ストックオプション	
取締役 (社外取締役を除く)	196,320	196,320	—	—	5
社外役員 (監査役を含む)	7,200	7,200	—	—	2

⑦支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

⑧取締役及び監査役の定数

当社の取締役は10名以内、監査役は3名以内とする旨を定款に定めております。

⑨取締役の選任決議要件

取締役の選任決議に関しては、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑩株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑪自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を可能とするため、市場取引等により自己株式を取得することを目的とするものであります。

⑫取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第 426 条第1項の規定により、取締役(取締役であったものを含む。)及び監査役(監査役であったものを含む。)の同法第 423 条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議により免除できる旨を定款に定めております。

⑬取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)及び監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第 427 条第1項に基づき、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)及び監査役との間において、会社法第 423 条第1項の損害賠償責任について、法令の定める要件について該当する場合には、賠償責任を法令で定める最低責任限度に限定する契約を締結することができる旨定款に定めております。

⑭中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第 454 条第5項の規定により、取締役会の決議によって中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑮株式の保有状況

該当事項はありません。

(2)【監査報酬の内容等】

①【監査法人に対する報酬の内容】

最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
8,500	—

②【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模等を勘案して監査報酬額を決定しております。

第6【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963 年大蔵省令第 59 号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第 116 条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 128 条第3項の規定に基づき、当社の当事業年度(2025 年3月1日から 2026 年2月 28 日まで)の財務諸表について、新月有限責任監査法人の監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので連結財務諸表を作成しておりません。

【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

① 貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (2025 年 2 月 28 日)	当事業年度 (2026 年 2 月 28 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	246,698	369,960
売掛金	6,184	9,683
商品	629	681
仕掛品	244	14
前払費用	23,562	27,567
未収入金	34,091	41,528
その他	117	77
流動資産合計	311,527	449,514
固定資産		
有形固定資産		
建物	79,423	79,423
減価償却累計額	△4,250	△8,173
建物（純額）	※ 1 75,173	※ 1 71,250
構築物	5,027	5,027
減価償却累計額	△272	△523
構築物（純額）	※ 1 4,755	※ 1 4,503
工具、器具及び備品	3,601	3,473
減価償却累計額	△1,138	△1,497
工具、器具及び備品（純額）	2,463	1,975
土地	※ 1 30,612	※ 1 30,612
有形固定資産合計	113,004	108,342
無形固定資産		
ソフトウェア	12,291	33,300
ソフトウェア仮勘定	9,197	2,278
無形固定資産合計	21,489	35,578
投資その他の資産		
繰延税金資産	11,275	15,267
長期前払費用	610	468
敷金及び保証金	296	296
保険積立金	84,854	96,248
投資その他の資産合計	97,037	112,280
固定資産合計	231,531	256,200
資産合計	543,059	705,715

(単位：千円)

	前事業年度 (2025 年 2 月 28 日)	当事業年度 (2026 年 2 月 28 日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	-	539
1 年内返済予定の長期借入金	※ 1 10,080	※ 1 10,080
未払金	30,351	33,882
未払費用	766	878
未払法人税等	24,077	45,999
未払消費税等	20,188	25,025
契約負債	83,394	84,026
預り金	7,679	9,978
賞与引当金	5,112	5,858
流動負債合計	181,650	216,268
固定負債		
長期借入金	※ 1 78,160	※ 1 68,080
固定負債合計	78,160	68,080
負債合計	259,810	284,348
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	273,249	411,367
利益剰余金合計	273,249	411,367
株主資本合計	283,249	421,367
純資産合計	283,249	421,367
負債純資産合計	543,059	705,715

② 損益計算書

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024 年 3 月 1 日 至 2025 年 2 月 28 日)		当事業年度 (自 2025 年 3 月 1 日 至 2026 年 2 月 28 日)	
売上高	※ 1	650,215	※1	757,637
売上原価		75,601		78,311
売上総利益		574,613		679,326
販売費及び一般管理費	※ 2	※ 3 491,170	※ 2	※ 3 480,697
営業利益		83,442		198,628
営業外収益				
受取利息		94		496
保険解約返戻金		20,398		-
受取手数料		308		-
匿名組合投資利益		707		594
その他		33		-
営業外収益合計		21,541		1,090
営業外費用				
支払利息		775		987
社債利息		31		-
営業外費用合計		807		987
経常利益		104,176		198,731
特別利益				
固定資産売却益		-	※4	65
特別利益合計		-		65
税引前当期純利益		104,176		198,796
法人税、住民税及び事業税		37,343		64,670
法人税等調整額		△5,101		△3,991
法人税等合計		32,241		60,679
当期純利益		71,935		138,117

売上原価明細書

		前事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)		当事業年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 労務費	※ 1	74,848	70.7%	95,786	83.8%
II 経費		31,075	29.3%	18,531	16.2%
当期総製造費用		105,924	100.0%	114,317	100.0%
期首仕掛品棚卸高	※ 2	-		244	
合計		105,924		114,562	
期末仕掛品棚卸高		244		14	
他勘定振替高		31,450		38,054	
当期製品製造原価		74,229		76,493	
期首商品棚卸高		687		629	
当期商品仕入高		1,313		1,870	
合計		76,231		78,993	
期末商品棚卸高		629		681	
当期売上原価		75,601		78,311	

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、実際原価による個別原価計算を採用しております。

※ 1 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円) (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当事業年度(千円) (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
外注加工費	15,650	1,374
減価償却費	8,295	9,731

※ 2 他勘定振替高の内容は以下のとおりであります。

項目	前事業年度(千円) (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当事業年度(千円) (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
研究開発費	26,903	16,316
ソフトウェア	1,504	18,876
ソフトウェア仮勘定	3,042	2,860
合計	31,450	38,054

③ 株主資本等変動計算書

前事業年度(自 2024 年3月 1 日 至 2025 年2月 28 日)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	10,000	201,314	201,314	211,314	211,314
当期変動額					
当期純利益		71,935	71,935	71,935	71,935
当期変動額合計		71,935	71,935	71,935	71,935
当期末残高	10,000	273,249	273,249	283,249	283,249

当事業年度(自 2025 年3月 1 日 至 2026 年2月 28 日)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	10, 000	273, 249	273, 249	283, 249	283, 249
当期変動額					
当期純利益		138, 117	138, 117	138, 117	138, 117
当期変動額合計		138, 117	138, 117	138, 117	138, 117
当期末残高	10, 000	411, 367	411, 367	421, 367	421, 367

④ キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024 年 3 月 1 日 至 2025 年 2 月 28 日)	当事業年度 (自 2025 年 3 月 1 日 至 2026 年 2 月 28 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	104,176	198,796
減価償却費	11,449	12,503
賞与引当金の増減額 (△は減少)	626	746
受取利息及び受取配当金	△94	△496
保険解約返戻金	△20,398	-
支払利息	775	987
社債利息	31	-
固定資産売却損益 (△は益)	-	△65
匿名組合投資損益 (△は益)	△707	△594
売上債権の増減額 (△は増加)	4,914	△3,498
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△186	176
未収入金の増減額 (△は増加)	△8,173	△7,436
仕入債務の増減額 (△は減少)	△1,555	539
未払消費税等の増減額 (△は減少)	17,967	4,837
契約負債の増減額 (△は減少)	6,515	631
その他	△3,048	2,713
小計	112,294	209,841
利息及び配当金の受取額	94	496
利息の支払額	△807	△987
法人税等の支払額	△33,075	△42,749
営業活動によるキャッシュ・フロー	78,505	166,600
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△235	△204
有形固定資産の売却による収入	-	77
無形固定資産の取得による支出	△12,107	△21,737
保険積立金の積立による支出	△11,393	△11,393
保険の解約による収入	20,398	-
定期預金の預入による支出	△12,001	△12,019
その他	480	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	△14,858	△45,277
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△10,080	△10,080
社債の償還による支出	△10,000	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	△20,080	△10,080
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	43,566	111,242
現金及び現金同等物の期首残高	137,527	181,094
現金及び現金同等物の期末残高	※ 181,094	※ 292,336

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、匿名組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方式によっております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

商品 個別法

仕掛品 個別法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998 年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに 2016 年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 8年～38 年

構築物 20 年

工具、器具及び備品 4年～15 年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、一般債権については貸倒実績がなく、貸倒懸念債権等特定の債権もないため引当金は設定しておりません。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

当社は、主に美容業界向け顧客管理システム「Salons Solution」、電子カルテサービス「ペンギンカルテ」、電子契約書サービス「けいやくくん」を月額制クラウドサービスとして提供しており、『利用サービス』、『導入サービス』、『個別サービス』、『関連製品の販売』に分類し、収益を認識しております。

①利用サービス

利用サービスは、当社の月額制クラウドサービスを契約期間にわたって顧客に提供するものであります。当該サービスの履行義務は、サービスを提供する期間にわたり充足されると判断していることから、サービスを提供する期間に応じて収益を認識しております。

②導入サービス

導入サービスは、当社の月額制クラウドサービスを顧客へ導入するに際しての各種設定等を行うものであります。当該サービスの履行義務は、月額制クラウドサービスが正常に稼働し顧客が検収した時点で充足されると判断していることから、顧客の検収時点で収益を認識しております。

③個別サービス

個別サービスは、主に当社の月額制クラウドサービスについて、顧客のニーズに合わせたカスタマイズ開発を個別に行うものであります。当該サービスの履行義務は、個別開発の期間にわたり充足されると判断していることから、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識し、進捗度の見積りの方法は、見積原価総額に対する実際原価の割合（インプット法）で算出していますが、少額またはサービス提供開始から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短いものは、代替的な取り扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識することはせず、顧客の検収時点で収益を認識しております。

④関連製品の販売

関連製品の販売は、当社の月額制クラウドサービスを利用するにあたって必要となる関連製品を顧客に販売するものであります。当該サービスの履行義務は、当該製品を顧客が検収した時点で充足されると判断していることから、顧客の検収時点で収益を認識しております。なお、関連製品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の事業者が提供する製品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

7. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

（重要な会計上の見積り）

該当事項はありません。

（未適用の会計基準等）

（リースに関する会計基準等）

・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）

・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

（1）概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産および負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費およびリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

（2）適用予定日

2029年2月期の期首から適用します。

（3）当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025 年2月 28 日)	当事業年度 (2026 年2月 28 日)
建物	75,173 千円	71,250 千円
構築物	4,755 千円	4,503 千円
土地	30,612 千円	30,612 千円
計	110,541 千円	106,366 千円

担保付債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025 年2月 28 日)	当事業年度 (2026 年2月 28 日)
1年内返済予定の長期借入金	10,080 千円	10,080 千円
長期借入金	78,160 千円	68,080 千円
計	88,240 千円	78,160 千円

当該資産の根抵当権に係る極度額は 100,000 千円であります。

2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行 1 行と当座貸越契約を締結しております。

事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025 年2月 28 日)	当事業年度 (2026 年2月 28 日)
当座貸越極度額の総額	30,000 千円	30,000 千円
借入実行残高	-	-
差引額	30,000 千円	30,000 千円

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して表示しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項(収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当事業年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
役員報酬	198,420 千円	203,520 千円
給料手当	64,686 千円	62,790 千円
支払手数料	105,583 千円	112,417 千円
減価償却費	3,153 千円	2,771 千円
賞与引当金繰入額	160 千円	△22 千円
おおよその割合		
販売費	24.5%	33.8%
一般管理費	75.5%	66.2%

※3 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当事業年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
研究開発費	26,903 千円	16,316 千円

※4 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当事業年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
工具、器具及び備品	-千円	65 千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2024 年3月1日 至 2025 年2月 28 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	200,000	—	—	200,000
合計	200,000	—	—	200,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2025 年3月1日 至 2026 年2月 28 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	200,000	—	—	200,000
合計	200,000	—	—	200,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024 年3月1日 至 2025 年2月 28 日)	当事業年度 (自 2025 年3月1日 至 2026 年2月 28 日)
現金及び預金	246,698 千円	369,960 千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△65,604 千円	△77,624 千円
現金及び現金同等物	181,094 千円	292,336 千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社は、毎期策定している営業計画書に照らして、運転資金、設備資金についてはまず営業キャッシュ・フローで獲得した資金を投入し、不足分について必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金の多くは、6か月以内の支払期日であります。借入金は運転資金及び設備投資の調達を目的としたものであり、返済の期日は決算日後、最長で8年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社では、社内規程に従い、営業債権について、取引先の信用度に基づき販売限度額を定めると同時に、期日管理・残高管理を行っております。取引先の信用状態については定期的に見直しを行い、販売限度額の更新を行う体制にしております。

②市場リスク(金利等の変動リスク)の管理

短期借入金及び長期借入金に係る支払い金利の変動リスクを制御するために、金利スワップ取引等を利用する場合があります。

③資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社では、営業債務について適時に資金繰り表を作成することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(2025年2月28日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 敷金及び保証金	296	281	△14
資産計	296	281	△14

※1 現金及び預金、売掛金、未収入金、未払金、未払法人税等、未払消費税等、預り金については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※2 長期借入金(1年内返済予定を含む)については、短期間で市場金利を反映しているため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※3 匿名組合に対する出資金(貸借対照表計上額(未払金) 5,550 千円)については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象としておりません。

当事業年度(2026年2月28日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 敷金及び保証金	296	273	△22
資産計	296	273	△22

※1 現金及び預金、売掛金、未収入金、買掛金、未払金、未払法人税等、未払消費税等、預り金については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※2 長期借入金(1年内返済予定を含む)については、短期間で市場金利を反映しているため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※3 匿名組合に対する出資金(貸借対照表計上額(未払金) 4,955 千円)については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象としておりません。

針」(企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年6月 17 日)第 24-16 項に基づき、時価開示の対象としておりません。

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額
前事業年度(2025 年2月 28 日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10 年以内 (千円)	10 年超 (千円)
現金及び預金	246,698	-	-	-
売掛金	6,184	-	-	-
未収入金	34,091	-	-	-
合計	286,974	-	-	-

当事業年度(2026 年2月 28 日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10 年以内 (千円)	10 年超 (千円)
現金及び預金	369,960	-	-	-
売掛金	9,683	-	-	-
未収入金	41,528	-	-	-
合計	421,172	-	-	-

(注2) 長期借入金の決算日後の返済予定額
前事業年度(2025 年2月 28 日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金(1年内 返済予定を含む)	10,080	10,080	10,080	10,080	10,080	37,840
合計	10,080	10,080	10,080	10,080	10,080	37,840

当事業年度(2026年2月28日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金(1年内 返済予定を含む)	10,080	10,080	10,080	10,080	10,080	27,760
合計	10,080	10,080	10,080	10,080	10,080	27,760

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度(2025年2月28日)

該当事項はありません。

当事業年度(2026年2月28日)

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度(2025年2月28日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	-	281	-	281
資産計	-	281	-	281

当事業年度(2026年2月28日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	-	273	-	273
資産計	-	273	-	273

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、合理的に見積もった返還予定時期に基づき、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率を基に割引現在価値法で算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025 年2月 28 日)	当事業年度 (2026 年2月 28 日)
繰延税金資産		
賞与引当金	1,984 千円	2,273 千円
未払事業税	2,467 千円	4,473 千円
匿名組合出資金	1,938 千円	1,771 千円
減価償却超過額	4,885 千円	6,748 千円
繰延税金資産合計	11,275 千円	15,267 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2025 年2月 28 日)	当事業年度 (2026 年2月 28 日)
法定実効税率	33.7%	33.7%
(調整)		
住民税均等割	0.1%	0.1%
税額控除	△2.1%	△2.9%
その他	△0.7%	△0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.9%	30.5%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第 13 号)が 2025 年3月 31 日に国会で成立したことに伴い、2026 年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027 年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産については、法定実効税率を 33.7%から 34.5%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、Salons Solution 事業を営む単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位:千円)

	前事業年度 (2025 年2月 28 日)	当事業年度 (2026 年2月 28 日)
利用サービス	591,132	686,486
導入サービス	35,399	41,970
個別サービス	21,217	26,204
関連製品の販売	2,466	2,975
顧客との契約から生じる収益	650,215	757,637
その他の収益	-	-
外部顧客への売上高	650,215	757,637

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針)6. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高

(単位:千円)

	前事業年度 (2025 年2月 28 日)		当事業年度 (2026 年2月 28 日)	
	期首残高	期末残高	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	11,098	6,184	6,184	9,683
契約負債	76,879	83,394	83,394	84,026

契約負債は、主に、サブスクリプションサービスまたは利用サービスの役務を提供する期間にわたり収益を認識する契約について、支払条件に基づき顧客から受け取った一定期間の前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

前事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は 73,540 千円であります。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は 82,762 千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当事業年度末時点において、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

	(単位:千円)	
	前事業年度 (2025 年2月 28 日)	当事業年度 (2026 年2月 28 日)
1年以内	82,762	82,563
1年超	632	1,463
合計	83,394	84,026

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業セグメントは、Salons Solution 事業のみの単一セグメントであり重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2024 年3月1日 至 2025 年2月 28 日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の 10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2025 年3月1日 至 2026 年2月 28 日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の 10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 2024 年3月1日 至 2025 年2月 28 日)

1. 関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025 年3月1日 至 2026 年2月 28 日)

1. 関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2024 年3月1日 至 2025 年2月 28 日)	当事業年度 (自 2025 年3月1日 至 2026 年2月 28 日)
1株当たり純資産額	1,416 円 25 銭	2,106 円 84 銭
1株当たり当期純利益	359 円 68 銭	690 円 59 銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2024 年3月1日 至 2025 年2月 28 日)	当事業年度 (自 2025 年3月1日 至 2026 年2月 28 日)
当期純利益(千円)	71,935	138,117
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	71,935	138,117
普通株式の期中平均株式数(株)	200,000	200,000

(重要な後発事象)

保険解約による特別利益の計上

当社は 2026 年2月 13 日開催の取締役会において財務体制の強化及びキャッシュ・フロー向上の観点から一部の保険契約を解約することを決議し、2026 年 3 月 23 日に解約しました。また、2026 年3月 12 日開催の取締役会において、他の保険契約についても解約することを決議し、2026 年 4 月 13 日に解約しました。これに伴い、2027 年2月期中間会計期間に特別利益 91 百万円を計上する見込みです。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	79,423	-	-	79,423	8,173	3,923	71,250
構築物	5,027	-	-	5,027	523	251	4,503
工具、器具 及び備品	3,601	204	332	3,473	1,497	679	1,975
土地	30,612	-	-	30,612	-	-	30,612
有形固定資産 計	118,665	204	332	118,537	10,194	4,854	108,342
無形固定資産							
ソフトウェア	30,639	28,657	11,559	47,737	14,436	7,648	33,300
ソフトウェア 仮勘定	9,197	2,860	9,780	2,278	-	-	2,278
無形固定資産 計	39,837	31,518	21,340	50,015	14,436	7,648	35,578

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

ソフトウェア 自社利用ソフトウェア開発費 28,657 千円

ソフトウェア仮勘定 自社利用ソフトウェア開発費 2,860 千円

2. 当期減少額のうち主なものは、次のとおりであります。

ソフトウェア 自社利用ソフトウェアの償却完了 11,559 千円

ソフトウェア仮勘定 自社利用ソフトウェア開発費 9,780 千円

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	10,080	10,080	1.43	-
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く)	78,160	68,080	1.43	2027年3月～ 2033年12月
合計	88,240	78,160	-	-

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 変動金利のものについては、当期末の利率を適用しております。

3. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	10,080	10,080	10,080	10,080

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	5,112	5,858	5,112	-	5,858

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2)【主な資産及び負債の内容】

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	309
預金	
普通預金	292,027
定期預金	77,624
計	369,651
合計	369,960

② 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社シェイプアップハウス	1,674
株式会社クリア	1,388
ラッキー運輸株式会社	1,188
東洋電機株式会社	877
株式会社La pilates	815
他	3,738
合計	9,683

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{2} \times 365 \text{日} \div (B)$
6,184	117,633	114,135	9,683	92.2	24.6

③ 商品

区分	金額(千円)
プリンタ	588
その他	93
合計	681

④ 仕掛品

区分	金額(千円)
労務費	7
経費	7
合計	14

⑤ 未収入金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社百五銀行	40,951
その他	577
合計	41,528

⑥ 繰延税金資産

繰延税金資産は 15,267 千円であり、その内容については、「注記事項(税効果会計関係)」に記載しております。

⑦ 保険積立金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
大同生命保険株式会社	59,060
エヌエヌ生命保険株式会社	37,187
合計	96,248

⑧ 買掛金

相手先	金額(千円)
株式会社 TB グループ	539
合計	539

⑨ 未払金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
従業員給与	10,874
三井住友トラストクラブ株式会社	5,443
株式会社 FPG	4,955
社会保険料	4,710
株式会社クラウドマーケット	2,190
他	5,706
合計	33,882

⑩ 契約負債

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社クリア	6,019
ビーエルシー株式会社	3,349
株式会社 La pilates	2,879
株式会社シェイプアップハウス	2,637
株式会社 LadyBird	2,457
他	66,682
合計	84,026

⑪ 未払法人税等

区分	金額(千円)
未払法人税	30,387
未払事業税	13,254
未払住民税	2,357
合計	45,999

(3)【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年3月1日から翌年2月末日まで
定時株主総会	毎事業年度末日から3ヵ月以内
基準日	毎年2月末日
剰余金の配当の基準日	毎年8月 31 日 毎年2月末日
1単元の株式数	100 株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載して行うこととしております。 当社の公告掲載URLは次のとおりです。 https://www.willdo.co.jp/
株主に対する特典	なし

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有していません。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

2026年 5 月29日

株式会社ウィル・ドウ
取締役会 御中

新月有限責任監査法人
大阪府大阪市
指定有限責任社員
業務執行社員
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

公認会計士

高橋正哉
池田晴彦

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ウィル・ドウの2025年3月1日から2026年2月28日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウィル・ドウの2026年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の

事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上